

福祉資金 福祉費① 生業費

▶ 生業を営むために必要な経費

1. 貸付条件

貸付限度額	償還期間	据置期間	連帯保証人	貸付利子
4,600,000 円	10 年以内	6 ヶ月以内 (送金月の翌月から起算)	原則 1 名	無利子 (連帯保証人がいない 場合は年 1.5%)

2. 申込みに必要な書類

☑	書類	備考
	生活福祉資金借入申込書	(所定の様式)
	事業計画書	現在及び資金借入後の収支見込みを月平均で記入する。前年の確定申告書の損益計算書(収支内訳書)を参考に作成する。 (所定の様式)
	世帯全員の住民票	3 ヶ月以内に発行されたもの(※1)
	世帯で収入のある申込人以外の者全員の所得証明書	前年の所得が確認でき、3 ヶ月以内に発行されたもの(※2)
	見積書等	機械器具、設備品、店舗等の補修や改造、営業用自動車等に関する見積書、カタログ、パンフレット、新規事業や事業拡充時における商品仕入れの見積書等 【店舗等建物の増改築・改造の場合】 ・建物改修(増築・改築・改造)等計画及び経費見積書(所定の様式) ・工事内容の詳細見積書(施工業者作成のもの) ・工事対象個所、工事対象物件の全景等の写真 ・着工前後の計画図面(所定の様式、または、施工業者作成の図面)
	障害者手帳の写し 及び 障害年金額の分かるもの	障害者世帯の場合のみ ※障害者手帳がない場合は、障害福祉サービスの利用状況等の分かるもの
	介護保険証の写し	高齢者世帯の場合のみ
	許可証、免許証、登録証等の写し等	許認可、登録が必要な業種の場合。 (免許等が必要な主な事業は裏面を参照ください。) ・ 自動車を購入する場合 ：運転免許証の写し ・ 新規開業の場合 ： 雇用主の業務経験証明書(所定の様式) ・ 資格が必要な業種 ：免許証・資格証等の写し

◀裏面に続く▶

※1 外国人の方は、「在留資格」、「在留期間」、「在留期間満了の日」が確認できるもの。

※2 自営業の場合、確定申告書の写しも添付。また勤続年数が短い等の場合、直近3ヶ月の給与明細等の写しも添付。

☑	書類	備考
	不動産登記簿謄本、契約書、承諾書等の写し等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己または家族所有の店舗・事務所の場合： 不動産登記簿謄本・固定資産の課税明細書・登記済権利証等の写し ・ 借用の店舗・事業所の場合：賃貸借契約書の写し ・ 借用の店舗・事業所の増改築や改造の場合： 家主の承諾書 ・ 業務委託で営業の場合：業務委託契約書の写し等
	確定申告書の写し	直近2期分 ※青色申告損益計算書、白色申告収支内訳書等も含む
	主取引金融機関(銀行等)の預金通帳の写し	直近6ヶ月間分
	農協・漁協から制度資金が借入できないことの証明書	農業・漁業者の場合
	連帯保証人の所得証明書	前年の所得が確認でき、3ヶ月以内に発行されたもの (※2)
	負債額の残高が確認できるもの	残高通知、請求書等

※貸付審査に際し、必要に応じて上記以外にも追加書類の提出を求めることがあります。

【免許等が必要な主な事業】

事業例	免許・許可・届出等
飲食業	保健所の営業許可書、食品衛生責任者証
あんま・針・マッサージ業	各種免許、知事への開設届
理容・美容業	理容・美容師免許、県知事への開設届
クリーニング業	県知事への開設届
卸・小売業	(食品等の場合) 保健所の営業許可書
食品製造加工業	保健所の営業許可書
軽車両運送事業 (いわゆる赤帽)	運転免許証、陸運局の軽車両運送事業届出書
金属回収業・古物販売業	古物商許可 (公安委員会の許可証)
菓子・アイスクリーム・加工品等の移動販売	保健所への届出 (登録票)
漁業	船舶登録証、船舶操縦資格証 県知事の許可書

※1 自営業の場合、確定申告書の写しも添付。また勤続年数が短い等の場合、直近3ヶ月の給与明細等の写しも添付。